

## 令和2年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	6 7 3 戸
(2) 年間総配水量	1 5 4, 4 1 4 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	4 2 3 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額17,400千円は固定資産の撤去に要する費用であり、資本的収入の企業債17,400千円を充てるものとする。)

### 収 入

第1款 簡易水道事業収益	1 3 9, 0 0 0 千円
第1項 営 業 収 益	1 6, 7 2 6 千円
第2項 営 業 外 収 益	1 2 2, 2 7 4 千円

### 支 出

第1款 簡易水道事業費用	1 5 6, 4 0 0 千円
第1項 営 業 費 用	1 3 8, 2 0 1 千円
第2項 営 業 外 費 用	1 5, 4 9 4 千円
第3項 特 別 損 失	2, 2 0 5 千円
第4項 予 備 費	5 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（企業債を除く資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,400千円は、当年度分損益勘定留保資金43,400千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	22,800千円
第1項 企業債	17,400千円
第2項 他会計支出金	5,400千円

支 出

第1款 資本的支出	48,800千円
第1項 建設改良費	3,400千円
第2項 企業債償還金	44,900千円
第3項 予備費	500千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ360千円及び8,355千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	17,400 千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和2年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 25,363 千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
117,300千円である。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏